

保護者の皆さま

茅ヶ崎養護学校長

コロナ禍における校外行事の実施・中止の判断基準について（お知らせ）

涼風の候、保護者の皆さまには益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動や感染症予防対策等について、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本校においては、より慎重な対応（感染症予防対策）が必要な児童生徒が在籍していることを考慮し、校外学習・遠足・校外宿泊学習（代替活動）・修学旅行（代替活動）等の校外で行う活動について、実施・中止の判断基準等を次のとおりに決めましたのでお知らせします。

なお、修学旅行（代替活動）につきましては、その教育的意義や児童生徒の心情等に配慮し、他の校外活動とは異なる基準を定めましたので、予めご承知いただきますとともに、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

1 校外学習・遠足・校外宿泊学習（代替活動）について

(1) 判断日 : 実施日の3週前の水曜日の朝（実施日の給食の欠食届の〆切日）

(2) 判断基準: 「神奈川警戒アラートの発動」「特定警戒都道府県指定の有無」

※「神奈川警戒アラート」等は神奈川県教育委員会のホームページの「新型コロナ モニタリング状況」の信号機の色で確認できます。

色	内容（参考）		判断
緑	・特定警戒都道府県指定の解除 ・クラスターによる新規陽性患者数を含めて33人（人口10万人当たり感染者数2.5人（週）に相当する230人の1週間平均数）未満となった場合、翌日から「神奈川警戒アラート」の発動は解除され、「黄」から「緑」になります。	感染観察	実施
黄	・神奈川警戒アラート発動	感染拡大注意	中止
赤	・特定警戒都道府県再指定	特定警戒	

(3) その他 : 代替活動が校内で実施される場合は、「黄」であっても実施します。

2 修学旅行（代替活動）について

(1) 判断日 : 実施日の3週前の水曜日の朝（実施日の給食の欠食届の〆切日）

(2) 判断基準: 次の何れか一つでも該当する場合は中止とします。

- ① 「緊急事態宣言」が出された場合（「信号機」が「赤」の場合）
- ② 神奈川県が「特定警戒都道府県再指定」された場合（「信号機」が「赤」の場合）
- ③ 神奈川県に「外出自粛要請」が出された場合
- ④ 旅行先の地域から「来訪自粛要請」が出された場合

(3) その他 : 実施日が近づいた段階で、県内又は旅行先の感染状況等が大きく変化した場合は、県教育委員会等と協議し、実施の可否について改めて判断します。

3 B高等部の「進路校外学習」について

- 現在実施基準等についての詳細を検討中です。
- 後日、B高等部の保護者さま宛てにお知らせします。

問合せ先
教頭・副校長
TEL: 0467-57-5374